

「平成25年度 病虫害発生予報第5号（水稻特集）」の発表について

向こう 1 か月の主要な病虫害の発生予察情報については、次のとおりです。

- ・ 葉いもちの発生が多くなると予想されます。長期残効型の育苗箱施用剤を使用している場合でも、剤の残効期間に留意の上、水田の状況をよく把握し、必要に応じて補完防除を実施してください。
- ・ 斑点米カメムシ類の発生が多くなると予想されます。本害虫の防除は、生息地となる休耕田、畦畔及び水田周辺の雑草を管理し、密度を低減させることが基本です。薬剤防除を実施する場合は、都道府県から発表される発生予察情報で防除適期を確認してください。

病虫害防除に関する留意点

- ・ 病虫害防除を効果的に実施するためには、病虫害の発生状況を的確に把握し、適期の防除につなげることが大切です。病虫害の発生は天候の影響を大きく受けるので、天候の状況に注意しつつ、都道府県が発表する発生予察情報に基づき、地域ごとの防除基準に従って防除を実施してください。
- ・ 薬剤防除を実施する場合には、適切な薬剤を選択するとともに、病虫害が薬剤抵抗性を獲得しないように、同一系統薬剤の連続使用を避けてください。
また、農薬の使用基準を遵守し、散布対象外の農作物等に農薬が飛散しないよう対策を講じてください。このことについては、農林水産省が、6月から8月にかけて、厚生労働省、環境省等と共同で実施する「農薬危害防止運動」においても注意を呼びかけています。

（参考）平成 25 年 5 月 10 日付けプレスリリース「農薬危害防止運動」の実施について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/130510.html>

水稻

- ・ **葉いもち病**の発生は、四国の一部地域で「多い」、北海道、北東北、北陸及び北九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。
葉いもちの初発生時期の遅延や発病程度の低下などを期待した育苗箱施用剤の使用が普及していますが、剤の残効期間に留意の上、水田の状況をよく把握し、必要に応じて補完防除を実施してください。

- ・ **穂いもち病**の発生は、北九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。
水田に葉いもちの発生が多く上位葉に葉いもちの病斑がみられる場合は、穂いもちの発生が懸念されるので、穂ばらみ期及び穂揃い期に薬剤防除を実施してください。なお、穂いもちの多発が予想される場合には、穂揃い期 7 ～ 10 日後の追加防除を実施してください。
- ・ **紋枯病**の発生は、北陸の一部地域で「多い」、東北の一部地域で「多い」又は「やや多い」、東海の一部地域で「やや多い」と予想されます。
前年に本病が多発した地域においては、本年も多発する可能性があるので注意が必要です。本病は病勢が少しずつ進展することから、発生がある程度認められてからでも防除を行うことが可能です。
穂ばらみ期から出穂期に発生を認めた場合は、発生状況に注意して適期に薬剤防除を実施してください。多発時や出穂期以降に病勢の進展が懸念される場合は、穂揃い期頃の追加防除を実施してください。
- ・ **縞葉枯病**の発生は、東海の一部地域で「多い」、関東、近畿及び四国の一部地域で「やや多い」と予想されます。
イネ縞葉枯ウイルスを媒介するヒメトビウンカの発生は、東海の一部地域で「多い」、南関東の一部地域で「やや多い」と予想されます。ヒメトビウンカの防除が縞葉枯病の発生を抑えるので、都道府県が発表する発生予察情報を参考にし、特にイネ縞葉枯ウイルス保毒虫率が高い地域又は前年に縞葉枯病が多発した地域においては、適期に防除を実施してください。
また、発病株は早期に抜き取り、ほ場外の土中に埋める等適切に処分してください。
- ・ **斑点米カメムシ類**の発生は、関東、東海、近畿及び中国の一部地域で「多い」、東北及び北陸の一部地域で「多い」又は「やや多い」、四国及び北九州の一部地域で「やや多い」と予想され、7月19日までに、16府県から注意報が発表されています。
本害虫の防除は、生息地となる休耕田、畦畔及び水田周辺の雑草を管理し、密度を低減させることが基本です。出穂期直前の草刈りは、本害虫の水田への飛び込みを助長し、被害を増加させるおそれがあるので、出穂期の10日前までに草刈りを終了させてください。
薬剤防除は穂揃期とその7～10日後の2回実施が標準的ですが、防除時期は本害虫の種類構成によって異なるので、都道府県から発表される発生予察情報で防除適期を確認し、防除を実施してください。
- ・ **セジロウンカ**は、四国及び九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。
水田の見回りの際には、稲の株元を注意深く観察し、株元に褐色の点またはすじ状の傷（産卵痕）が目立ち、成虫及び幼虫の発生が多く見られる場合は、都道府県から発表される発生予察情報で防除適期を確認し、防除を実施してください。
なお、近年特定の薬剤に対する感受性が低下した個体が確認されているので、都道府県から発表される発生予察情報を参考に、適切な薬剤を選択してください。

- ・ **トビイロウンカ**は、北九州の一部地域で「やや多い」と予想されます。
本害虫は水田に侵入後、急激な密度上昇により坪枯れ等の被害を起こします。水田内を注意深く観察し、水稻の株元に成虫及び幼虫を確認した場合は、都道府県から発表される発生予察情報で防除適期を確認し、防除を実施してください。
なお、近年特定の薬剤に対する感受性が低下した個体が確認されているので、都道府県から発表される発生予察情報を参考に、適切な薬剤を選択してください。
- ・ **ニカメイガ**の発生は、北関東及び北陸の一部地域で「やや多い」と予想されます。
本害虫は局所的に多発する場合があるので、水田の観察を行い、発生に応じて適期に薬剤防除を実施してください。
- ・ **コブノメイガ**の発生は、「平年並」と予想されます。
本害虫の水田での発生状況を把握するとともに、都道府県から発表される飛来情報を参考に若齢幼虫期をとらえた薬剤防除を実施してください。
- ・ **フタオビコヤガ**の発生は、北東北、南関東及び東海の一部地域で「やや多い」と予想されます。
水田の観察を行い幼虫の早期発見に努めるとともに、発生状況に応じて適期に防除を実施してください。

都道府県が発表した警報、注意報及び特殊報

平成 25 年 6 月 25 日以降、水稻に関する都道府県が発表している警報、注意報及び特殊報は以下のとおりです。

警報

重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表します。

- ・ 発表はありません。

注意報

警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要がある場合に発表します。

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
6 月 28 日	福島県	水稻	斑点米カメムシ類
7 月 1 日	新潟県	水稻	斑点米カメムシ類
7 月 1 日	徳島県	水稻	斑点米カメムシ類
7 月 2 日	愛知県	水稻	斑点米カメムシ類
7 月 3 日	静岡県	水稻	斑点米カメムシ類

7月4日	山形県	水稲	斑点米カメムシ類
7月5日	宮城県	水稲	斑点米カメムシ類
7月5日	富山県	水稲	斑点米カメムシ類
7月5日	京都府	水稲	斑点米カメムシ類
7月10日	千葉県	水稲	斑点米カメムシ類
7月10日	福井県	水稲	斑点米カメムシ類
7月11日	秋田県	水稲	斑点米カメムシ類
7月12日	石川県	水稲	斑点米カメムシ類
7月12日	北海道	水稲	いもち病（葉いもち）
7月16日	新潟県	水稲	斑点米カメムシ類
7月16日	山口県	水稲	斑点米カメムシ類
7月17日	三重県	水稲	斑点米カメムシ類
7月19日	岡山県	水稲	斑点米カメムシ類

■ 特殊報

新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発消長に特異な現象が認められた場合に発表します。

- ・ 発表はありません。

■ 用語解説

■ 地域

- ・ 北海道：北海道
- ・ 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北東北：青森県、岩手県、秋田県
南東北：宮城県、山形県、福島県
- ・ 関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北関東：茨城県、栃木県、群馬県
南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・ 甲信：山梨県、長野県
- ・ 北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県
- ・ 東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ・ 近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・ 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ・ 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ・ 九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
北九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
南九州：熊本県、宮崎県、鹿児島県

- ・ 沖縄：沖縄県

■ 発生量（程度）

- ・ 多い（高い）：やや多いの外側 10%の度数の入る幅
- ・ やや多い（やや高い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅
- ・ 平年並：平年値を中心として 40%の度数の入る幅
- ・ やや少ない（やや低い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅
- ・ 少ない（低い）：やや少ないの外側 10%の度数の入る幅

（平年値は過去 10 年間の平均）

■ 平成 25 年度発表予定日

第 6 号： 8 月 15 日（木曜日）

第 7 号： 9 月 19 日（木曜日）

第 8 号：10 月 17 日（木曜日）

第 9 号：11 月 14 日（木曜日）

第 10 号：平成 26 年 2 月 13 日（木曜日）

（参考）これまでの発表

第 1 号： 4 月 18 日（木曜日）

第 2 号： 5 月 16 日（木曜日）

第 3 号： 6 月 13 日（木曜日）

第 4 号： 7 月 11 日（木曜日）

お問い合わせ先

消費・安全局植物防疫課

担当者：防除班 黒谷、後藤

代表：03-3502-8111（内線 4562）

ダイヤルイン：03-3502-5976

FAX：03-3502-3386

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>